

を応援しています



笠間市では、少子化対策を平成20年度の重点施策に位置付けています。その具体策として、次代を担うすべての子どもたちが健やかに育成されるよう、笠間市次世代育成支援行動計画（かさまっ子プラン）を定め、地域ぐるみで支え合うための指針を示したほか、男女の出会いから結婚、出産、子育てに至る様々な新規事業を展開しています。笠間市が応援する子育て支援策を紹介します。

ご利用ください、いろんな制度

子育て



- ◆保育料軽減事業
- ◆放課後児童クラブ
- ◆子育て支援事業
- ◆マル福自己負担助成事業

出産



- ◆不妊治療助成事業
- ◆妊婦健診推進事業

結婚



- ◆出会い創出支援事業

友部保健センター
☎ 0296 (77) 9145
笠間保健センター
☎ 0296 (72) 7711
岩間保健センター
☎ 0299 (45) 7888

問

■助成金額と助成期間／
助成金の額は、特定不妊治療1回につき、体外受精は5万円、顕微授精は10万円とし、1年度当たり2回を限度に、通算2年間助成します。

■対象となる治療／
◇体外受精 ◇顕微授精
不妊治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。

不妊治療助成事業

問 ▼市民活動課（内線135）

■助成の額▽事業に要する経費の2分の1以内とし、10万円を限度とします。

結婚を望む独身男女が、自分に合った相手を見つける機会を得ることができるよう、市内の団体が出会いの事業を行う場合、その経費に対して予算の範囲内で助成をします。

出会い創出支援事業

笠間市は、子育て

妊婦健診推進事業

健やかな出産を迎えるためには、妊婦の健康診査が欠かせません。笠間市では、妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減し、安心して出産ができるよう、これまで2回だった妊娠中の公費負担を5回に拡大しました。

	望ましい妊婦健診時期	公費負担額
1回目	妊娠8週前後	上限10,000円 ※上限を超えた場合は自己負担となります
2回目	妊娠21週前後	上限5,000円 ※上限を超えた場合は自己負担となります
3回目	妊娠24週前後	
4回目	妊娠30週前後	
5回目	妊娠36週前後	

問／友部保健センター
☎0296(77)9145
笠間保健センター
☎0296(72)7711
岩間保健センター
☎0299(45)7888

保育料軽減事業

◆保育料を旧市町の最低額で統一しました。

保育料は、昨年度まで、合併前の旧市町ごとに定められていましたが、保護者の負担を軽減するため、平成20年4月から、所得階層ごとの保育料を旧市町の最低額で統一しました。

問▼子ども福祉課(内線162)

放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、小学校の概ね1～3年生を対象に14か所で実施しています。東小学校では、全児童を対象に教育委員会の放課後子ども教室を実施しています。

◆南小学校児童クラブ室建設事業

南小学校では、空き教室を利用して児童クラブを運営していますが、学区内に県営笠間住宅や市営住宅があるため、利用を希望する児童数が定員の40人を超えています。そのため、平成20年度、敷地内に新たなクラブ室を建設します。

■床面積▽183.6㎡

■定員▽約60人

問▼子ども福祉課(内線162)

子育て支援事業

◆地域子育て支援拠点事業

地域における子育て支援の拠点として、市役所岩間支所1階に「子育て支援センター」を設置し、育児に関する相談や指導、子育てサークルの育成などを展開していきます。

■開設予定時間▽5時間/日(週3日実施)

■床面積▽126㎡

※21年度以降、開催日数を増やすなどの充実を図ります。

問▼子ども福祉課(内線162)

◆主な子育て支援事業

○夢いっぱいクラブ▽毎週水曜日(ともべ保育所☎0296(77)6105)

○子育て広場▽毎週水曜日(くすの保育所☎0296(72)0563)

○ふれあい広場▽毎週月・金曜日(いなだ保育所☎0296(74)2304)

○子育てサロン▽毎月第3木曜日(みなみ公民館☎0296(72)1477 更生保護女性会・甲斐邦子さん)

○育児相談▽随時(各保育所・園)

○家庭児童相談▽毎週月・金曜日(家庭児童相談室☎0296(70)5411) 毎週月・木曜日(笠間支所☎内線72186)

マル福自己負担助成事業

マル福制度は、各種健康保険の加入者が医療機関にかかったときに、医療費が助成される制度です。マル福の種類ごとに一定の所得要件がありますが、該当すると思われる方は、申請の手続きを行ってください。

■県補助対象助成額／

○乳児・幼児・妊産婦・母子家庭・父子家庭・障害者▼保険自己負担額から医療福祉費自己負担額を除いた額

※医療福祉費自己負担額は、1医療機関につき、外来1日600円(1か月に2日が限度)、入院1日3000円(1か月に10日が限度) 障害者は医療福祉費自己負担がありません。

■市単独助成額／

○乳児・幼児・妊産婦・母子家庭・父子家庭・障害者▼医療福祉費自己負担額(外来・入院)、入院時食事負担額

※母子家庭・父子家庭・障害者の入院時食事負担額は2分の1の額。

問▼保険年金課(内線142)